民間社会福祉施設運営費補給金制度への提言

全国福祉保育労働組合東海地方本部

はじめに

名古屋市は、福祉施設の利用者に対し、名古屋市内のどの施設を利用しても福祉・保育の処遇に格差が生じないようにと、1974年(昭和49年)に職員の賃金や施設運営費における公私間の格差を是正する制度として「民間社会福祉施設運営費補給金制度」(以下、民調制度)をはじめた。以来、名古屋市内の福祉・保育施設では、利用者・保護者への処遇に公民の違いによる格差がなく、公民の福祉施設が両輪となり市民への福祉施策を拡充させてきた。

しかし、名古屋市は、介護保険制度や障害福祉の「支援費制度」(現障害者総合支援法)の実施にあたり、「新制度になじまない」と介護保険適用施設・支援費制度適用施設を民調制度の対象から外し、子ども・子育て新制度への移行を理由に民調制度の見直しを行おうとしている。

深刻な福祉人材確保難

介護保険制度や障害者総合支援法のもと、福祉施設職員の人材不足による基盤整備の遅れや処遇の低下が大きな社会問題となった。それまでの措置制度に比べ、人件費が大幅に抑制され、低賃金・不安定化が進んだことが大きな要因であることは、社会的にも明らかにされた。名古屋市の介護・障害福祉施設も同じである。民調制度の廃止とともに、大幅な賃金の削減、正規職員から非正規職員への置き換えなどが急速に進み、人材確保が困難になっている。市民の福祉要求に応えようにも人手が足りず、年間を通して職員の募集を行っている。

介護・障害・保育などすべての分野において、福祉人材不足が深刻な問題となっている。その原因が福祉施設職員の低賃金であることを国も認め、「介護職員処遇改善交付金」「保育士等処遇改善臨時特例事業」など、人件費財源確保を目的にした加算制度を行ってきたが、福祉人材確保難の抜本的な解消には至っていない。

名古屋市において、措置施設や保育所における質の高い福祉・保育の実施と福祉人材確保の重要な役割を、民調制度とその中心である格付け制度が担っている。それは保育関係者の誰もが認めるところであり、名古屋市もその果たしてきた役割を認めている。民調制度を変質・低下させることは、名古屋市の公的責任を投げ捨てることと同じであり、あわせて、福祉人材確保に対する姿勢も問われることになる。

「民間社会福祉施設運営費補給金制度」への提言

職員配置基準など、地域における福祉の基準は各自治体が定めることになっており、今後とも、子どもの安全を守る名古屋市の公的責任として、高い水準を確保することが求められている。福祉・保育は、職員が利用者に直接的に支援を行うため、経験に裏打ちされた専門性の高さが福祉・保育の質に大きくかかわってくる。それぞれの保育所において、職員が経験を重ね研鑽し、職員集団を作り保育の質を高めていくためにも、それぞれの保育所で積み上げてきた保育実践を継承していくためにも、新制度に移行しても格付け制度を堅持することは不可欠である。全国的な人材確保難の状況をみても、職員処遇の底上げは基盤整備においても重要であり、激しい職員の入れ替わりは保護者との信頼関係を形成するのにも支障をきたすことは明らかである。

市民が「子育でするなら名古屋」「介護するなら名古屋」と安心して市民生活を送るためにも、各施設の努力に委ねるのではなく、名古屋市の責任で底上げを行うことが求められている。名古屋市の福祉水準の向上のためにも、保育所だけでなく、介護、障害施設も「民間社会福祉施設運営費補給金」制度の対象に戻し、一層の社会福祉・保育施策の充実を図ることを求める。